

我が子を加害者にも被害者にもさせない！

歩道(路側帯含む)での自転車加害事故が発生しています！

歩道での自転車加害事故例

日没後にスピードを出しながら歩道を走行。前方不注意でいたため、歩行者の発見が遅れて衝突。歩行者は脳挫傷の障害を負い、高次脳機能障害が残った。

➡ 損害賠償額 約 6,000 万円

自転車の通行ルールをお子さんとともに確認してください！

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帯は左側を通行
- 3 歩道(通行が可能な場合)は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先
自転車横断帯を横断



平成 27 年 6 月 1 日から「自転車運転者講習制度」が開始されました。

危険行為を繰り返す自転車運転者が対象

※講習時間：3 時間 ※講習手数料：5,700 円

※受講対象者：平成 27 年 6 月 1 日以降、危険行為を 3 年以内に 2 回行った者



信号無視



遮断踏切への立ち入り

一時不停止

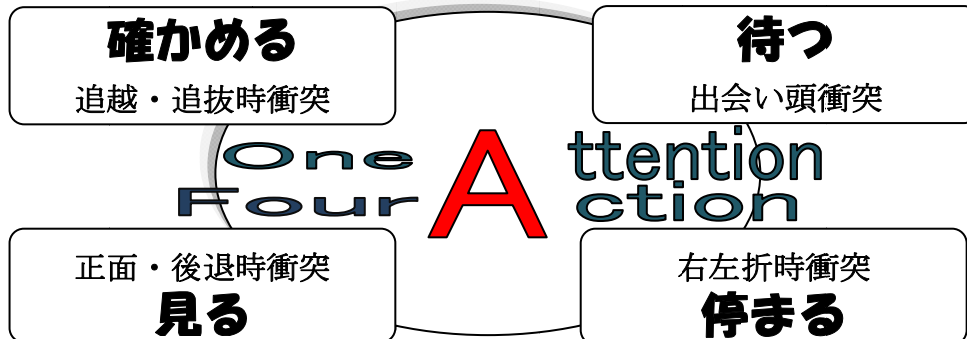


歩道での歩行者妨害等

など
14 類型が対象

我が子を交通事故から守る！

「もしかしたら・・・かもしれない!？」の注意一つと



四つの行動で交通事故は防げます。

四ない運動について

愛知県教育委員会では、全国 PTA 連合会が提唱する「三ない運動」の趣旨に賛同し、それに基づき「四ない運動」として推進しています。

- バイクの免許を取らない
- バイクを買わない
- バイクに乗らない
- バイクに乗せてもらわない

“いざ”という時のために

自分が加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には、様々なものがありますので、現在御加入の保険の補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による加害事故の損害賠償に特化した自転車保険
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた生活全般を補償する総合型保険
- ③ 保護者が加入している自動車保険や、火災保険、傷害保険などに付いている個人賠償責任保険特約 (家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの)
- ④ 自転車安全整備店で有料の点検・整備を受けたときに貼られるTSマークの付帯保険

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害 (1~4級)	死亡・重度後遺障害 (1~7級)
青色TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
赤色TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 5,000万円



詳しくは、左のマークを目印に、自転車安全整備店にお問い合わせください。

*赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

初めて自転車通学をするにあたって

- ① 専門店で、自転車の点検・整備を受けておきましょう。
- ② 通学路をお子さんと一緒に自転車で走行し、危険箇所をチェックしておきましょう。
- ③ 登校にかかる時間・自転車をゆっくりこいでも間に合う時間をお子さんと一緒に確認しておきましょう。

高校生交通安全啓発資料
(保護者用)

平成28年3月
愛知県教育委員会健康学習課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 052-954-6829(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)